（地方気象台の名称、位置及び管轄区域）

第百十九条　（略）

2　航空地方気象台の名称、位置及び担任空港等（担任する空港等（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとし、管轄区域は担任空港等及びその周辺とする。

（管区気象台及び沖縄気象台の管轄区域の特例）

第百二十五条　（略）

2　仙台管区気象台の管轄区域における第百二十条第二項第一号に掲げる事務に関しては、第九十一条及び前項の規定にかかわらず、東京管区気象台が仙台管区気象台の管轄区域内に存する空港等及びその周辺を管轄するものとする。

3　（略）

（航空地方気象台の管轄区域の特例）

第百二十六条　第百二十条第二項第一号に掲げる事務に関しては、第百十九条第二項の規定にかかわらず、別表第三の上欄に掲げる航空地方気象台が、同表の下欄に掲げる空港等及びその周辺を管轄するものとする。

第百二十七条　（略）

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
札幌管区気象台			新千歳航空測候所	千歳市	札幌飛行場
					函館空港
					釧路空港
					帯広空港
					稚内空港
					紋別空港
					千歳飛行場
					新千歳空港
					奥尻空港
					旭川空港
					礼文空港
					利尻空港
					女満別空港
					中標津空港

（地方気象台の名称、位置及び管轄区域）

第百十九条　（略）

2　航空地方気象台の名称、位置及び担任空港等（担任する空港等（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場をいう。第百二十五条において同じ。）をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとし、管轄区域は担任空港等及びその周辺とする。

（管区気象台及び沖縄気象台の管轄区域の特例）

第百二十五条　（略）

（新設）

2　（略）

（新設）

第百二十六条　（略）

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
札幌管区気象台			新千歳航空測候所	千歳市	札幌飛行場
					函館空港
					釧路空港
					帯広空港
					稚内空港
					紋別空港
					千歳飛行場
					新千歳空港
					奥尻空港
					旭川空港
					礼文空港
					利尻空港
					女満別空港
					中標津空港
仙台管区気象台			仙台航空測候所	名取市	青森空港
					三沢飛行場
					花巻空港
					仙台空港